

産業財産権の制度的変遷と 1960年代以降の全産業および繊維関連産業の出願状況 — 二大タオル産地（今治・泉州）との比較検討 —

辻 智 佐 子

本稿は、拙稿で議論した二大タオル産地（今治・泉州）の特許・実用新案・意匠に関する出願状況を相対的に位置付けるために、まず産業財産権の制度上の変遷を整理し、次いで全産業と繊維関連産業の出願状況を調査し、そしてこれらの結果を踏まえ今治・泉州のタオル工業と比較検討を行った。

対象と方法：産業財産権の制度的変遷については1871年から2015年までを対象に整理した。また、1960年代以降の全産業および繊維関連産業の特許・実用新案・意匠の出願状況については、「特許庁年報」と「特許行政年次報告書」を活用して整理した。

考察と結論：結論として、特許・実用新案・意匠の出願状況において全産業・繊維関連産業とタオル工業との間に相関関係は見られなかった。二大タオル産地を対象としたタオル工業は全産業や繊維関連産業とは異なった傾向を示しており、さらに別の側面から観察する必要がある。

keywords：特許、実用新案、意匠、制度的変遷、今治・泉州タオル

目 次

はじめに

- 1 産業財産権の制度的変遷
- 2 全産業および繊維関連産業における特許・実用新案・意匠の出願状況
- 3 二大タオル産地（今治・泉州）との比較検討
おわりに

はじめに

本稿は、戦後日本の地域産業における産業集積とイノベーションの関係を、今治と泉州の二大タオル産地を事例にとり上げ、特許データベースの分析をとおして考察するものである。筆者は、拙稿において1964年から2011年を対象に両タオル産地の産業財産権（ここでは特許・実用新案・意匠）の出願登録状況を整理・検討した。まず、特許については両産地とも出願登録数が少なく全体像を把握できなかったため、実用新案および意匠についても調査し、さらにタオルメーカーの産業財産権に対する意識調査をアンケート形式で実施した。その結果、特許データから、当該期をとおして両産地とも産業財産権制度を積極的に活用している個人や法人が少なからず存在しているが、特定の個人や法人に偏る傾向にあった。加えて、アンケート調査から、最終消費財であるタオルを生産する中小企業にとって産業財産権制度そのものへの疑問や理解へのハードルの高さなどから、イノベーターの中には産業財産権制度を活用しない個人や法人が潜在的に多数いることも確認できた⁽¹⁾。

これらの結果を踏まえ、二大タオル産地の出願状況を他の産業との比較において相対的に位置付けるために、本稿では紙幅の関係上、産業財産権の制度上の変遷と出願状況の関係に留意しつつ、全産業およびタオル工業を含む繊維関連産業の出願状況を調査し、今治と泉州のタオル工業と比較検討する。

産業財産権をめぐる法制度の確立と技術革新による経済発展が深く関係していることは、古くから議論されてきた。例えば、アメリカ制度派経済学の始祖の一人として有名なコモンズは、資本主義経済を支える重要な法制度が「私有財産制」であり、私有財産制は時代の変化とともに「有体財産」から「無体財産」、そして「無形財産」へと拡張したことを明らかにし、20世紀の資本主義を無体財産と無形財産の概念で特徴付けた⁽²⁾。同じく制度の変化に着目したハイルブローナーは、ヨーロッパでは長い時間をかけて「市場が経済社会の組織化における支配的な制度」⁽³⁾となり、その最終段階で機械が登場して技術進歩に関心が払われるようになったとして、なぜイギリスで最初に工業技術の進歩による産業革命が起こったのかという問題提起において「特許制度」をその理由の一つに挙げた。そして、イギリスの特許制度は無体財産である「発明自体を促進し保護することを意図的に目指した」⁽⁴⁾ものであり、制度的な側面から人々の技術進歩への関心を高めたと指摘した。こうした経済学者たちの議論にもあるように、近代以降の技術革新や経済発展を支える要素として無体財産である産業財産権の保護に関する法制度の確立を挙げることができる。

では、こうした法制度はいつ頃から整備されたのであろうか。これについては、第1節で商標権を含めた日本の産業財産権の変遷において概観する。そして第2節で1964年から2011年までの全産業と繊維関連産業における特許、実用新案、意匠の出願状況を調べ、第3節でこれらの結果とすでに拙稿でまとめた二大タオル産地の出願状況を比較検討する。

1. 産業財産権の制度的変遷

特許庁「産業財産権制度の歴史」によると、1443年にベニス共和国で発明に対する特許が付与された記録はあるが、成文特許法としては1474年「発明者条例」が世界初の産業財産権に係わる制度である。次いで、イタリアで1580年に新規の意匠考案者に2年間の独占的権利が付与されたが、本格的な法制度は欧米諸国の中でも工業化を比較的早くに実現したイギリス、アメリカ、フランス、ドイツで整備された。例えば、イギリスでは1624年「専売条例」、1787年「意匠保護条例」、1862年「商品標法」の制定、アメリカでは1790年「特許法」、1842年「特許法の一部として意匠保護」、1870年「商標登録に関する統一的立法」の制定、フランスでは1791年「特許法」の制定、ドイツでは1874年「商標保護法」、1876年「意匠又は模型の考案に関する法律」、1877年「ドイツ統一特許法」、1891年「実用新案保護法」の制定という具合に、18世紀末から19世紀にかけて産業財産権に係わる法制度が確立した。

日本の場合、表1-①で見ると、上記の欧米諸国を見本として導入された1871年「専売略規則」が最初となる。その後、産業財産権の各法は時代のニーズに合わせてその内容を変化させてきた。大きく戦

表1-① 戦前日本の産業財産権4法に関する主な変遷（1871-1921年）

年	内容	備考
1871	「専売略規則」（翌年施行中止）	欧米諸国から導入された最初の産業財産権に係る法制度。
1884	「商標条例」	ドイツを模範とし「先願主義」を採用。
1885	「専売特許条例」	「先発明主義」を採用。
1888	「意匠条例」 「特許条例」	「先願主義」を採用。 1885年の「専売特許条例」を改正。
1899	「特許法改正」 「意匠法」 「商標法」	パリ条約加盟により改正され「専売特許条例」「特許条例」を引き継いで成立。「先発明主義」を採用し1921年改正まで継続。 「意匠条例」改正により「意匠法」となる。「先願主義」を維持。 「商標条例」を廃止し「商標法」となる。「先願主義」を維持。
1905	「実用新案法」	「先願主義」採用のため実用新案と特許との重複登録が可能（1921年「特許法等改正」まで）。
1909	産業財産権4法の「特許法等改正」（明治42年法）	パリ条約加盟後10年を経た改正。
1921	産業財産権4法の「特許法等改正」（大正10年法）	特許法においても「先願主義」を導入。

注：パリ条約とは、1883年3月20日にパリで署名され、その後改正・修正された産業財産の保護に関する条約のこと。

前（表1-①）と戦後（表1-②）に分けられ、1959年の特許法等改正（昭和34年法）が現在の産業財産権4法に繋がる⁵⁾。

表1-② 戦後日本の産業財産権4法に関する主な変遷（1959-2015年）

年	内容	備考
1959	産業財産権4法の「特許法等改正」（昭和34年法）	1960年4月1日施行。現行の基礎となる産業財産権4法の制定。
1970	特許・実用新案に係る「特許法等改正」（昭和45年法）	1971年1月1日施行。特許・実用新案ともに出願審査請求制度、出願公開制度の導入。
1975	「特許法改正」（昭和50年法）	1976年1月1日施行。多項制と物質特許制度の導入。
1978	「特許法改正」（昭和53年法）	特許協力条約加盟による改正でPCTシステム導入。
1985	「特許法改正」（昭和60年法）	国内優先制度の導入。
1986	特許庁の運営により「特別早期審査制度」の開始	2月より運営開始。緊急性の高いものに対して実施関連出願の早期審査および早期審理を実施。
1987	「特許法改正」（昭和62年法）	1988年1月1日施行。多項制の改善、医薬品特許の期間延長制度（2～5年）の導入。
1990	「特許法改正」（平成2年法）	電子出願制度の導入。
1991	「商標法改正」（平成3年商標法）	サービスマーク登録制度導入と国際分類の採用。
1993	特許・実用新案に係る「特許法等改正」（平成5年法）	特許法については1994年1月1日施行。特許補正範囲の厳格化。実用新案法については1994年4月1日施行。無審査登録制度の導入など大幅な改正。
1994	特許・商標に係る「特許法等改正」（平成6年法）	WTOおよびTRIPS協定を遵守するための改正。
1996	商標法改正（平成8年商標法）	商標法条約加盟により改正。立体商標制度などの導入。
1998	特許・意匠・商標に係る「特許法等改正」（平成10年法）	知的財産権の保護・競争力の強化を目的とした改正。
1999	特許・商標に係る「特許法等改正」（平成11年法）	特許法についてはプロパテント政策に対応した改正。商標法についてはマドリッド協定議定書加入に伴う改正。
2002	「知的財産基本法」	2003年3月1日施行。知的財産の創造の推進、保護の強化、活用促進などを目的としたもの。
	「商標法改正」（平成14年商標法）	商標使用行為の明確化、国際商標登録出願における個別手数料の分割納付等の改正などが主な改正点。
2004	特許・実用新案に係る「特許法等改正」（平成16年法）	2005年4月1日施行。特許法では職務発明制度の改正など。実用新案法では実用新案登録後の特許出願への変更可能など。
2005	「商標法改正」（平成17年商標法）	地域団体商標制度の導入。
2006	「意匠法改正」（平成18年意匠法）	1998年改正の内容を補強する目的で改正。
	「商標法改正」（平成18年商標法）	小売等役務商標制度の採用、団体商標の主体の見直しなど。
2008	「商標法改正」（平成20年商標法）	商標関係料金の引き下げ。
2011	「商標法改正」（平成23年商標法）	商標権消滅後一年間の他人の登録排除規定（第4条1項13号）の廃止。
2014	「意匠法改正」（平成26年意匠法）	意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に応じた改正。
	「商標法改正」（平成26年商標法）	新タイプの商標を保護対象に追加、地域団体商標の登録主体の拡充など。
2015	特許・商標に係る「特許法等改正」（平成27年法）	2016年4月1日施行。シンガポール条約実施のための規定整備。

注(1) 商標法条約とは1994年10月27日ジュネーブにて採択された条約のこと。

(2) シンガポール条約（「特許法条約(PLT)及び商標法に関するシンガポール条約(STLT)」）とは各国で異なる国内出願手続の統一化・簡素化に関する条約のこと。

出典:特許庁「産業財産権制度の歴史」特許庁ホームページ:特許庁編「特許制度70年史」発明協会、1955年;特許庁意匠課編「意匠制度120年の歩み」特許庁、2009年;山田繁和「我が国の意匠制度の歴史」特許庁技術懇話会『tokugikon』No.276、2015年1月28日、51-66頁;吉藤幸朔「特許法概説」有斐閣、1980年。

a) 特許法

特許法については、欧米諸国の法制度を見本として1871年に「専売略規則」が公布されたのが嚆矢であるが、審査する側の人材不足により施行には至らなかった⁶⁾。その後、1881年設立の農商務省による専売特許に関する調査後に「農商務省案」が作成され、元老院による審議を経て1885年に「先発明主義」を採用した「専売特許条例」が制定された。同条例は、28箇条から成り、専売特許を受けるための要件（願書に明細書や図面を添付するなど）、専売特許の存続期限（認可日から5、10、15年のいずれかを選択）および手数料、特許の無効条件（発明者が特許取得後2年以内に不実施の場合や発明品を輸入した場合）などを定めた。そして1888年に、欧米視察を終えた当時の専売特許所長高橋是清の進言をもとに「専売特許条例」は「特許条例」に改められ、管轄の名称も従来の専売特許局から特許局となった。

続く1899年の改正は日本のパリ条約加盟による改正であり、「専売特許条例」と「特許条例」を引き

継いで「特許法」が成立し、「先発明主義」が採用された。その10年後の1909年の改正は、パリ条約加盟後の状況を改めて整理して4法同時に改正され、特許法では初めて職務発明の規定が設けられた。この時点では発明の特許を受ける権利は、原則としてその職務を執行させた者に帰属するという「使用者主義」が採用された。その他、特許局への手続等は特許弁理士によって行われることなどが規定された。戦前の特筆すべき最後の改正は1921年に行われ、出願数の増大による審査遅延の弊害を是正する目的がその背景にあった⁷⁾。この改正から特許法にも「先願主義」が導入され、また「使用者主義」から「発明者主義」へと基本的理念に変更が加えられた。

戦後体制のもとで産業財産権における法制度が整備されたのは、1959年のことである。現行法の基礎となるこの改正では、1921年の内容を土台にして特許の目的や定義に関する規定が新設され、その他にも職務発明の定義と使用者等の取得する法定実施権についての規定、刊行物記載に関する世界主義の採用、特許権存続期間（20年）の要件の追加に関する規定などが設けられた。その後の大きな変更は1970年の改正（昭和45年法）であり、特許と実用新案で出願審査請求制度が導入され、特許は出願から7年間の審査請求の必要性の有無を判断する期間が設けられた。その結果、要処理件数の減少に繋がった。また、特許出願後の審査の遅延によって発明内容が長い間公開されず、その間に同じ発明内容の出願が行われるという弊害を回避するため、出願公開制度も同時に導入された。続く1975年の改正では、従来の単項制から多項制となり、1つの発明による複数の特許が認可された。加えて、新たに生成された飲食物や医薬、化学物質に対しても特許が取得できる物質特許制度も採用された。

細かな改正はその後も続き、1978年に日本の特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）加盟によりPCTに基づく国際出願の受付を開始したり（昭和53年法）、改良発明の包括的な保護などを目的とした国内優先制度を導入したり（昭和60年法）、時代のニーズに合わせた調整を行っている。1986年2月からは早期審査・早期審理制度の運用が開始され、1994年、2004年には改正が加えられ、早期の審査・審理遂行によって権利化をよりスムーズにし早期保護の実現を目指してきた。そして、1987年改正では主に多項制について変更が加えられ、その内容は1つの発明について形式に関係なく複数の請求項の記載が可能になったこと、新規性や進歩性などの判断については個々の請求項において独立して判断するようになったこと、別の発明でも相互に密接な関係にある発明については同一願書で出願可能になったこと、などである。また、医薬品特許の期間延長制度も導入された。実用新案で適用された考案についても特許出願の請求項に記載されるようになった結果、特許出願数が増加する一方で、実用新案出願数は大幅に減少した。

1990年代に入り、グローバル経済の加速化や情報技術の進展などによって産業財産権をとり巻く環境が日々変化する中で頻繁に改正が行われた。1990年に電子出願制度が開始され、技術情報の照会、特許出願事務、その審査処理などがオンライン化された。1993年の改正では特許補正範囲の厳格化を目的とした改正が行われ、1994年ではWTOおよびTRIPS協定への対応として特許付与後異議申し立て制度や外国語書面出願制度が導入された。1998年の改正は、著作権などを含めた知的財産権の保護強化や技術の競争力強化を目的に改正され、その主なポイントは①損害賠償制度の見直しと賠償金の引き上げ、②特許料引き下げの2点である。1999年改正では、アメリカのプロパテント政策を受けて①審査請求期間の短縮（7年を3年）、②判定手続きの整備、③特許侵害訴訟における救済手続きの整備、④特許料の引き下げなどが主な改正点である。

21世紀を迎えての特記すべき改正は、2004年と2015年である。2004年では、職務発明制度において使用者と従業者の協議状況、対価の額の決定要因、従業者の処遇の考慮などが規定された。2015年では、シンガポール条約実施のために規定が整備され、また職務発明制度の見直しや特許料等の改定が行われた。

b) 実用新案法

実用新案については、ドイツの「実用新案保護法」を模範として「実用新案法」が1905年に制定されたのが濫觴である。同法は、「先願主義」を採用したため、1921年の「特許法等改正」において特許にも「先願主義」が採用されるまで重複登録が可能であった。実用新案法制定の目的は、特許権取得ほどではない小さな発明に対して保護を与えることであり⁶⁾、特許と意匠の間の位置付けであった。その後、1921年の改正を経て1959年に現行法となる実用新案法が制定された。同法は、権利の存続期間、保護対象としての「発明」と「考案」の区別、進歩性の程度を除いて特許法と差異はなかった。

実用新案の出願数は、1955年の約6万件から1975年には約18万件に達した。実用新案の出願数の急増は審査未処理滞貨の問題をより深刻なものとしたため、この問題への解決策としてドイツやオランダに倣い出願審査請求制度が1970年改正で導入された。その結果、実用新案において4年間の審査請求の必要性の有無を判断する期間が設けられた。しかしその後、アメリカのプロパテント政策の影響や技術の高度化・加速化を背景として出願数は減少した。減少に歯止めをかけるための方策として、また実際に実用新案の案件には早期に実施される製品が多いことや製品のライフサイクルが短期化していることを考慮し、短時間で登録ができるように1993年に改正が行われた。この改正から旧実用新案法と新実用新案法に分かれる。新実用新案法の主な改正点は以下の通りである⁹⁾。

- ①実体審査を行わない無審査登録制度の導入
- ②実用新案権の存続期間を従来の10年から6年とする期間短縮
- ③登録された実用新案については何人も技術評価の請求を特許庁長官に請求できること、無審査で登録された実用新案が過去の技術文献との関係で有効かどうかの技術的な評価を特許庁長官に請求できること、実用新案権の権利行使にあたって権利者はこの技術評価書を侵害者などに提示して警告をした後でなければ行使できないこと
- ④差止請求、損害賠償請求をするにあたり特許法第103条の「過失の推定」準用の不要化

しかし、特許法が1986年の早期審査・審理制度導入により中小企業や個人でも利用しやすくなったことから、実用新案の出願数増加には及んでいない。

2004年の一部改正では、主に①実用新案登録後も出願から3年以内に限り特許出願への変更可能、②存続期間が出願日から10年に延長、③登録料の引き下げ、④訂正条件の緩和などが図られ、出願数増加に向けた対策が試みられた。

c) 意匠法

意匠法は、1888年の「意匠条例」公布が端緒である。実用新案法と同じく「先願主義」を採用し、保護対象を「工業上ノ物品ニ應用スヘキ形状模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠」（第1条）として物品の形状や模様や色彩にも権利が付与され、3年、5年、7年、10年の権利期間を選択できた。意匠登録の第1号は、1889年の栃木県出身の須永由兵衛による「雲井織」の織物であった¹⁰⁾。1899年にはパリ条約加盟に際して「意匠法」に改称、類似意匠登録制度が導入され、「先願主義」はそのまま維持された。1909年の改正では、①保護対象を「工業的意匠」として明確化、②登録要件に「創作非容易性」を追加、③出願中および登録後3年以内において意匠を秘密とする「秘密意匠制度」の導入、④実用新案から意匠への変更の認可、⑤意匠登録料の値下げなどが主な改正点である。

日本は、第一次世界大戦を挟んで重化学工業部門においても工業化を実現し、また輸出の増加によって好景気に恵まれたが、その一方で粗製濫造の問題が深刻化した。これを受けて、重要輸出品の検査・取締に対する規則が公布され、意匠法についても1921年に改正された。保護対象を「物品ニ關シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案」（第1条）と定義し、従来の「物品に應用するもの」から「物品そのものの外観に関するもの」へと概念が移行し、デザイン志向の時代的風潮に合

わせた改正となった。これ以降も細かい改正が行われたが、現行法となるのは戦後復興を経て1950年から審議に入り1959年に公布された特許法等改正である。

1959年の改正では、保護対象を「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」（第2条）と定義され、物品から離れた抽象的な意匠や文字の保護、「部分意匠制度」の導入については見送られた。その他、「一意匠一出願」を規定しつつも組物全体として統一があるものは一意匠として出願が可能になったこと、権利の存続期間を15年に延長したことなどが主な内容である。

意匠法においては1959年改正からしばらく変化はなかったが、1998年の改正でいくつかの動きがあった。従来の意匠法では保護対象に入っていなかった「部分意匠制度」が導入され、物品の部分に係わる形状などについても意匠登録を受けられることになった。その他にも、創作非容易性水準の引き上げや類似意匠制度の廃止、関連意匠制度の創設などが重要項目として挙げられる。1998年の改正は、1990年代に突入してから中国などの新興国による日本の模倣品製造とそうした模倣品の日本への流入が問題視される中で実施され、2006年の改正はそれを補強する目的を持っていた。主な改正点は、①画面デザインの保護の拡充、②関連意匠制度の見直し（本意匠の公報発行の前日までの間に出願された関連意匠について意匠登録を受けることが可能）、③存続期間の延長（設定登録日から15年を20年へ）、④意匠登録の範囲等の明確化、⑤刑事罰の強化（「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」を「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」）などである。

そして、2014年の改正では、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に応じて改正が企図され、特許庁を介した間接出願を可能とすることや複数意匠一括出願の受け付け、国際登録簿に移転が記録された場合には日本において移転の効力を認めることなどが規定された。

d) 商標法

商標法については本稿の分析対象としていないが、今治と泉州の地域ブランドに関連するため少し触れておく。1884年にドイツを模範として「先願主義」を採用した「商標条例」が日本初の商標に関する法制度となる。同条例下で最初の商標登録は、1884年10月1日に出願され翌年の1885年8月2日に登録された平井祐喜による「膏薬丸薬」である。その後、1899年に日本のパリ条約加盟を機に「商標条例」は廃止され「商標法」が制定された。「先願主義」は踏襲されつつも、善意によって先使用されていた商標については併存登録が認められた。そして、1921年に産業財産権の他の3法と同時に改正され、その際に団体標章制度が新しく設けられた。

戦後になると、1959年に現行法の基礎となる「特許法等改正」が制定され、商標登録期間が10年とされた。その後、商標法における大きな変化は1990年以降に訪れる。時系列に見ていくと、1991年の改正では、サービスマーク登録制度が導入され出願時や商標権などの規定に「役務」が追加され、また国際分類が採用された。1994年改正では、特許法と並んでWTOおよびTRIPS協定に対応した改正が行われ、ぶどう酒や蒸留酒の産地表示の保護に関する条項（第4条1項17号）が新設された。1996年は日本の商標法条約加盟による改正であり、主な改正点は①立体商標制度・団体商標制度の導入、②付与後異議申立制度の導入、③商標法条約への加入に伴う関係規定の整備である。1998年の改正では商標登録証・防護標章登録証が交付されるようになり、翌年の1999年の改正ではマドリッド協定議定書の加入を契機として特許庁に対して国際商標登録出願を行うことが可能となった。

情報化社会の到来を受けて2002年の改正では、①商標使用行為の明確化（IT化に伴う使用の定義）、②国際商標登録出願における個別手数料の分割納付等の改正（個別手数料の二段階納付制度の導入）、③国際商標登録出願に関する補正対象範囲の見直し（商標登録を受けようとする商標は対象外）が主な内容である。そして、2005年には地域ブランドの保護を目的に「地域団体商標制度」が創設され、今治

タオル（登録日：2007年7月6日）や泉州タオル（登録日：2007年3月2日）は、同制度を利用して地域ブランドを保護している。その後も細かい改正が行われ、2006年改正では①小売等役務商標制度の採用、②団体商標の主体の見直し、③「輸出」の定義規定の追加、④商標権侵害に係る法人重課の増額（最大3億円）が定められた。さらに、商標の多様化を受けて2014年改正では、新しいタイプの商標（動き、ホログラム、色彩のみ、音、位置）を保護対象に追加した。そして、2015年の改正では商標関係料金の引き下げが行われ、またシンガポール条約の実施のための規定が整備された。

以上のように、日本の産業財産権制度は明治期から欧米諸国を見本として導入され、1959年に現行法に繋がる法制度が制定された。その後、各産業財産権は時代のニーズに応じてしばしば改正を繰り返しているが、経済のグローバル化や情報技術の進展によって日本の製造業に変化が生じた1990年代以降に変革期を迎えた。とりわけ、1990年代後半から特許制度の影響が大きく現れる新興のITやバイオの分野において出願数が増加していく⁽¹¹⁾。

そして現在、先述のコモンズが20世紀の資本主義を特徴付けた無体財産および無形財産の所有権保護の重要性が経済のグローバル化によってますます高まると同時に、その内容がより複雑化するにつれ、産業財産権4法に係わる権利の保護を目的とした法制度が整備された。それが知的財産基本法である。同法は、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」（「知的財産基本法」第2条2項）として2003年3月1日に施行され、産業財産権4法以外の無体財産も対象とし、日本の無体財産に関する政策を決定するための基本的法律とも言える。

2. 全産業および繊維関連産業における特許・実用新案・意匠の出願状況

第1節で述べた制度上の変遷に留意しながら、戦後日本の全産業と繊維関連産業の産業財産権の出願状況を、特許庁「特許庁年報」と「特許行政年次報告書」から整理する。

繊維関連産業とは、ここではタオルの製造工程や製品と関連のある、以下の収容分類に属する産業とした。特許と実用新案については、1964年から1974年まで41 [繊維の採取、加工]、43 [紡績、ねん成、糸条処理]、46 [織成]、48 [漂白、染色、布はく処理]、53 [機械要素]、71 [乾燥]、121 [被服]、123 [縫製、手芸] の8項目、1975年から2011年までA41 [衣類]、A42 [頭部に着用するもの]、B23 [工作機械；他に分類されない金属加工]、D02 [糸；糸またはロープの機械的な仕上げ；整経またはビーム巻き取り]、D03 [織成]、D05 [縫製；刺しゅう；タフティング]、D06 [繊維または類似のものへの処理；他に分類されない可とう性材料]の7項目である。意匠については、1964年から1980年まで現行意匠法(昭和34年法律第125号) 類別で1 [紡織基礎製品]、2 [衣服]、3 [身回り品]、10 [室内または屋外の装飾品]、32 [繊維機械及びミシン（及び裁縫具）] の5項目、1981年から2011年までB1 [衣服]、B2 [服飾品]、B3 [身の回り品]、B9 [衣服及び身の回り品汎用部品及び付属品]、C1 [寝具、床敷物、カーテン等]、C2 [室内装飾品]、C4 [家庭用保健衛生用品]、K5 [繊維機械及びミシン]、M1 [織物地、板、ひも等] の9項目を対象とした。

表2は、全産業と繊維関連産業の特許・実用新案・意匠の出願数をまとめたものである。以下では、表2を参照しながら産業財産権ごとに出願状況を見ていく。

表2 全産業および繊維関連産業における特許・実用新案・意匠の出願数（件）

年次	特許		実用新案		意匠		年次
	全産業	繊維関連産業	全産業	繊維関連産業	全産業	繊維関連産業	
1964	74,980	3,852	102,995	7,755	36,210	5,752	1964
1965	81,923	4,235	108,553	7,221	37,262	5,838	1965
1966	86,046	3,874	119,061	8,805	39,942	5,114	1966
1967	85,364	4,819	111,060	9,533	37,970	5,750	1967
1968	96,710	4,940	114,785	7,895	39,380	5,027	1968
1969	105,586	4,870	124,170	8,064	42,223	5,594	1969
1970	130,831	5,248	142,066	8,264	46,860	4,625	1970
1971	105,785	4,353	122,843	6,861	48,446	5,026	1971
1972	130,400	5,100	148,610	8,261	54,984	5,705	1972
1973	144,814	4,895	147,914	7,363	47,798	4,260	1973
1974	149,319	5,022	157,591	7,081	45,387	3,977	1974
1975	159,821	6,437	180,660	6,713	52,250	3,904	1975
1976	161,016	6,253	178,842	6,550	51,904	4,100	1976
1977	161,006	5,929	179,702	6,574	53,143	3,956	1977
1978	166,092	6,021	183,731	6,916	56,160	3,989	1978
1979	174,569	6,112	185,455	6,663	56,263	3,915	1979
1980	191,020	6,821	191,785	6,805	55,631	4,039	1980
1981	218,261	7,342	198,979	7,166	59,301	4,052	1981
1982	237,513	8,106	202,706	7,782	59,390	4,095	1982
1983	254,956	8,610	205,243	7,869	57,618	4,161	1983
1984	284,767	9,478	202,181	7,541	54,683	4,063	1984
1985	302,995	9,746	204,815	7,789	55,237	3,783	1985
1986	320,089	9,508	204,210	8,001	52,636	3,727	1986
1987	341,095	9,349	201,614	7,665	54,017	3,610	1987
1988	339,399	9,246	171,674	6,524	51,936	3,486	1988
1989	351,207	9,228	153,302	5,863	48,596	3,660	1989
1990	367,590	9,133	138,294	5,065	44,290	3,758	1990
1991	369,396	8,390	114,687	3,956	40,134	2,891	1991
1992	371,894	9,016	94,601	3,490	39,170	2,791	1992
1993	366,486	9,247	77,101	3,050	40,759	3,111	1993
1994	353,301	8,450	17,531	797	40,534	2,940	1994
1995	369,215	8,413	14,886	722	40,067	2,976	1995
1996	376,615	8,501	14,082	592	40,192	3,191	1996
1997	391,572	8,535	12,048	633	39,865	2,865	1997
1998	401,932	8,710	10,917	591	39,352	2,971	1998
1999	405,655	8,385	10,283	585	37,368	2,961	1999
2000	436,865	8,478	9,587	532	38,496	3,103	2000
2001	439,175	8,684	8,806	498	39,423	3,058	2001
2002	421,044	7,866	8,602	437	37,230	2,925	2002
2003	413,092	8,118	8,169	418	39,267	3,387	2003
2004	423,081	7,752	7,986	515	40,756	3,651	2004
2005	427,078	7,470	11,387	726	39,254	3,117	2005
2006	408,674	6,985	10,965	600	36,724	3,041	2006
2007	396,291	7,047	10,315	588	36,544	2,976	2007
2008	391,002	7,090	9,452	564	33,569	2,635	2008
2009	348,596	6,385	9,507	513	30,875	2,815	2009
2010	344,598	6,207	8,679	527	31,756	2,733	2010
2011	342,610	6,263	7,984	475	30,805	2,648	2011

注(1) 実用新案の件数は1994年以降旧実用新案と新実用新案を足したものの。

(2) 1964年と1965年の意匠登録数は旧法と新法を足したものの。

出典：特許庁「特許行政年次報告書」（統計・資料編）2000年版、2009年版、2012年版、2013年版；特許庁「特許庁年報」第18巻（昭和40年版）、第23巻（昭和45年版）、第28巻（昭和50年版）、第38巻（昭和60年版）、第43巻（平成2年版）、第47巻（平成6年版）、第48巻（平成7年版）[1948年に「特許庁年報」（第1巻）として発行され1998年版から「特許行政年次報告書」に改編された]より作成。

a) 特許

全産業の特許出願数は、表2に見るように、1981年に実用新案を抜いて20万件を突破し、その後も増加し続けた。第1節の表1-②で整理したように、1959年以降特許法における改正が繰り返されたが、特に1970年改正時の出願審査請求制度の導入、1975年改正時の多項制の採用、1986年時の早期審査・早期審理制度の運用開始などによって出願登録へのハードルが徐々に低くなり、1998年には40万件を超えて40万1,932件となった。ピークは2001年の43万9,175件であり、その後は減少して2007年には40万件を割り、39万6,291件となった。

個人と法人の割合については、図1-①で示すように、1974年では個人11.5%、法人87.2%で個人が1割を超えていたが、1984年では個人4.7%、法人93.8%で法人の割合が9割を超えた。さらに、2011年時点では個人3.0%、法人97.0%となり、特許出願においては法人の割合が極めて高いことがわかる。

繊維関連産業では、表2によると、高度成長期半ばの1964年に3,852件だったものが、その約10年後の1975年には6,437件となり約1.7倍の増加となった。その後も順調に増え、バブル経済の始まる1985年に9,746件を数えピークを迎えた。そのままバブル経済崩壊までは9千台を維持したが、その後なだらかに減って2011年は6,263件となっている。

b) 実用新案

全産業の実用新案出願数に関しては、1970年改正時の出願審査請求制度の導入を経て1980年まで特許よりも出願数が多く、1983年に至って増加を示した。表2を見ると、1983年の20万5,243件をピークとして特許法における多項制の改善などを受けてその後下降していき、1988年に20万件を切った。続いて1992年に9万4,601件となり10万件を割り、1993年の大改正を経て、第1節でも触れたように、新実用新案の運用から無審査登録制度・事後評価制度が導入されたが、歯止めをかけることなく減少し続けた。その結果、1994年には1万7,531件となった。

個人と法人の割合については、図1-②のように、1974年時点では個人22.8%、法人76.9%で個人が2割以上を占めており、さらに1994年時点で見ると個人40.3%、法人59.6%となり個人の割合が増加している。その後減少した年があるものの、2011年時点では個人37.9%、法人62.1%となっており、特許に比して個人の割合が多い。加えて、出願内容について少し触れておくと、新実用新案の運用から生活用品の出願が増加している。旧実用新案時代の1983年を例にとると、生活用品が約15%であったが、2000年になると40%を占めるようになった。ちなみに特許の場合は、生活用品において1983年で約6%、2000年で約10%程度に留まっている⁽¹²⁾。

繊維関連産業においては、9,533件の1967年にピークとなり1960年代が最も多く、その後下降したものの1988年までかろうじて6千件を維持した。転換期となったのは1993年の大改正であり、短期間での登録が可能となったが、特許法の早期審査・審理制度の導入によって中小企業でも特許出願が容易になったことや繊維産業の斜陽化によってそれ以降激減した。

落ち込みの激しい1990年代初頭を例にとると、1993年時点では、A41〔衣類〕623件、A42〔頭部に着用するもの〕123件、B23〔工作機械；他に分類されない金属加工〕1,405件、D02〔糸；糸またはロープの機械的な仕上げ；整経またはビーム巻き取り〕37件、D03〔織成〕131件、D05〔縫製；刺しゅう；タフティング〕301件、D06〔繊維または類似のものの処理；他に分類されない可とう性材料〕430件で合計が3,050件である。そして1995年時点になると、新旧実用新案の合計でA41〔衣類〕381件、A42〔頭部に着用するもの〕46件、B23〔工作機械；他に分類されない金属加工〕129件、D02〔糸；糸またはロープの機械的な仕上げ；整経またはビーム巻き取り〕17件、D03〔織成〕13件、D05〔縫製；刺しゅう；タフティング〕15件、D06〔繊維または類似のものの処理；他に分類されない可とう性材料〕121件で総計722件となった。2004年の一部改正でより出願登録のメリットが増えたが、その後の回復には繋がっていない。

c) 意匠

全産業の意匠出願数に関しては、全体を通してあまり変化は見られず、表2によると、1972年に5万台に乗り1982年にピークの5万9,390件を数えた。その後減少傾向となり、2011年は約3万件となった。1998年、2006年、2014年に時代のニーズに合わせて改正が行われたが、出願数で見るとこの影響はあまりない。

個人と法人の割合では、図1-③で見ると、時代を重ねるごとに個人の割合が低くなり、法人が高くなっている。1974年時点では個人25.8%、法人74.1%だったものが、1984年時点で個人14.1%、法人85.8%、2011年時点で個人7.7%、法人92.3%となっている。

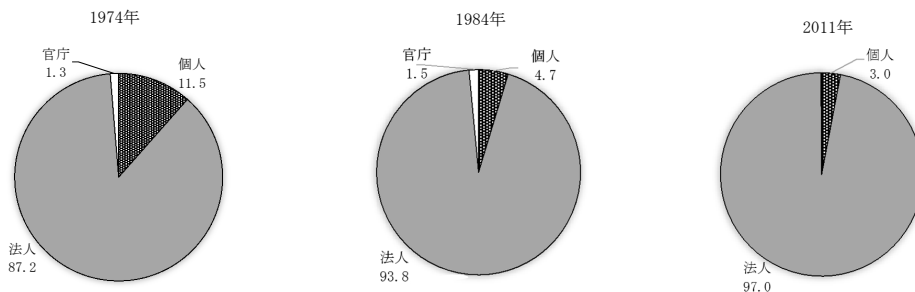


図1-① 全産業の特許出願における個人・法人割合 (%)

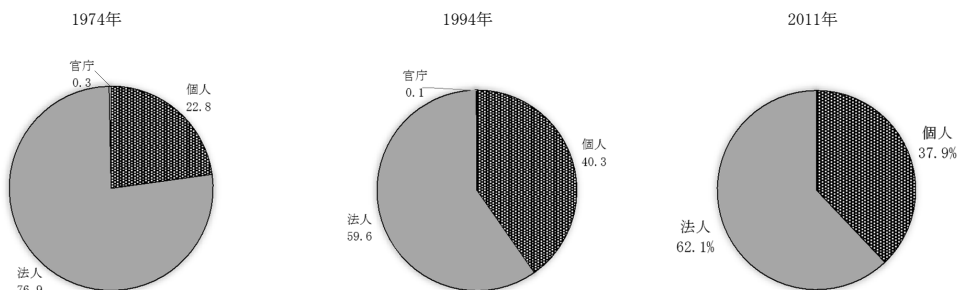


図1-② 全産業の実用新案出願における個人・法人割合 (%)

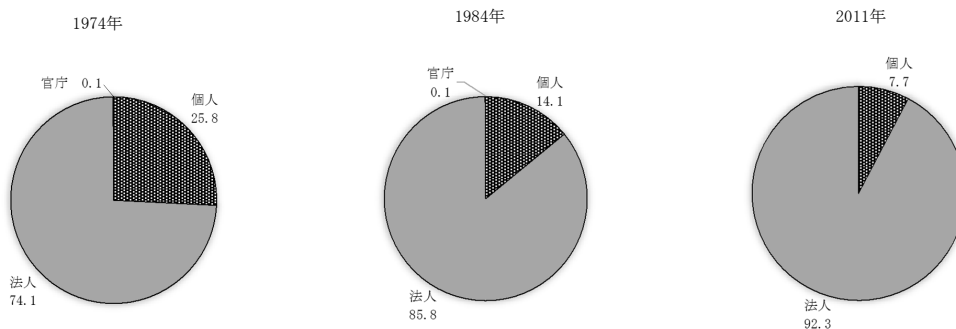


図1-③ 全産業の意匠出願における個人・法人割合 (%)

出典：特許庁「特許行政年次報告書」(統計・資料編) 2012年版、2000年版；特許庁「特許庁年報」第47巻(平成6年版)、第38巻(昭和60年版)より作成。

繊維関連産業については、表2によると、第一次石油危機までの期間が最も出願数が多く、1965年の5,838件がピークである。1970年代からは漸減し1985年以降3千台が目立つようになり、1991年には2,891件となった。2003年から2006年にいったん3千台に回復したが、1998年からの改正によってもあまり効果は出ていない。

3. 二大タオル産地(今治・泉州)との比較検討

全産業および繊維関連産業とタオル工業の特許・実用新案・意匠の出願状況を比較検討するために、表2のデータをもとに全産業の出願数を折線グラフにしたものが図2、繊維関連産業の出願数を折線グラフにしたものが図3である。また、表3は二大タオル産地の特許・実用新案・意匠の各年の出願(登録)数であり、それを折線グラフにしたものが図4である。

a) 特許

図2と図3で全体を鳥瞰すると、全産業、繊維関連産業とも1985年まで同じように右肩上がりの上昇を

続けているが、ピークの時期がズレており、繊維関連産業が全産業よりも16年早く1985年にピークを迎えている。繊維産業は戦前から日本の経済発展を支えた基幹産業の一つであったが、バブル経済崩壊後1990年代以降は急速に産業規模が縮小したことから⁽¹³⁾、特許出願数の減少は産業の斜陽化と関連すると考えられる。

これらの動向と二大タオル産地を比較すると、両産地において1970年代後半にかけて増加傾向を示していることを除き、あまり相関関係は見られない。拙稿でも述べたように、出願者が特定の個人や法人に偏っていることと、表3からもわかるようにその数に限りがあることが理由である。そのため単純な比較はできないが、両産地の傾向を看取するために今治と泉州の特許出願（登録）数を5年毎にグラフ化したものが図4①である。当該期の出願（登録）数合計は今治82件、泉州42件であるが、1970年代後半から1980年代後半の10年間で今治約5割、泉州約3割をそれぞれ占めている。今治の場合、1980年代前半が最も出願（登録）数が多く、全産業および繊維関連産業よりも早い時期にピークを迎えており、それ以降減少する点は繊維関連産業と同じである。泉州の場合、1970年代後半と2000-2004年にピークが訪れており、その間の1980年代1990年代の20年間の落ち込みは全産業および繊維関連産業とも相関関係は見られない。ただ、両産地に共通して言えるのは、年次を経るにつれて出願内容がタオルの準備工程や製織工程の機械に係わるものから製品開発にシフトしている点である⁽¹⁴⁾。

出願人における個人と法人の割合では、年次を重ねるにつれて法人の割合が増加傾向にあるのは全産業と二大タオル産地で共通している。細かい点を指摘すれば、今治では1990年代に入るまでは個人が圧倒的に多いが、それ以降法人が急速に増える。泉州では、今治より法人の割合がどの年代もある程度占めているが、1990年代以降になると法人の割合がより顕著となる⁽¹⁵⁾。

以上のように、全産業および繊維関連産業と二大タオル産地との比較ではあまり相関関係は見られない。そして、それぞれにピーク時もズレており、全産業は1990年代末～2000年代前半、繊維関連産業は1980年代、タオルは1970年代後半～1980年代初頭がピークである。

b) 実用新案

図2と図3の実用新案の折線グラフと図4②の二大タオル産地（5年毎）の折線グラフを比較すると、異なる線を描いていることがわかる。ただ、出願のピークが全産業と二大タオル産地ではほぼ一致しており、1980年代前半である。繊維関連産業は前述のように1960年代後半がピークであるが、1980年代までは顕著な減少は見られない。今治と泉州では、ほぼ同じ折線を描いており、いずれも1980年代前半がピークである。今治の場合、表3を参照すると1978年の16件が最も多く、1970年代後半から増え始め1980年代前半にかけて数値が安定して多い。1975年から1989年の15年間の合計は110件に上り、全体の約7割を占める。泉州の場合、1981年と1984年の10件が最も多く、1980年代に急増し1990年代前半までこの状態が続いている。1980年から1994年までの15年間で63件を数え、全体の6割を占める。

出願人における個人と法人の割合については、全産業では特許に比べると個人の割合が多く、1990年代以降も個人はおおよそ4割を占めるが、二大タオル産地では特許と同様の変化を示している。1960年代は両産地とも個人がほとんどを占めていたが、年々その割合は減少し、1990年代以降を境にして法人の割合が急増する。例えば、1990年代の個人の割合は今治18.1%、泉州7.7%、2000年代になるとさらに減少し今治5.0%、泉州5.3%となる⁽¹⁶⁾。

以上のように、全産業および繊維関連産業とタオル工業との比較ではあまり相関関係は見られない。実用新案については全産業・繊維関連産業とも1980年代後半以降に急速な減少が見られる一方で、二大タオル産地では1980年代に大きな山が訪れるが、その前後についてはいずれも出願数は少ない。

表3 二大タオル産地（今治・泉州）における特許・実用新案・意匠の出願（登録）数（件）

年次	特許			実用新案			意匠			年次
	今治	泉州	計	今治	泉州	計	今治	泉州	計	
1964	3	0	3	2	2	4	4	4	8	1964
1965	2	0	2	3	5	8	1	3	4	1965
1966	2	0	2	1	2	3	2	2	4	1966
1967	1	0	1	0	2	2	6	1	7	1967
1968	1	0	1	1	0	1	3	7	10	1968
1969	0	0	0	3	1	4	0	1	1	1969
1970	0	0	0	2	1	3	0	0	0	1970
1971	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1971
1972	2	0	2	0	1	1	0	4	4	1972
1973	3	0	3	0	0	0	3	1	4	1973
1974	1	1	2	1	0	1	1	3	4	1974
1975	0	1	1	1	0	1	0	7	7	1975
1976	6	1	7	3	0	3	0	3	3	1976
1977	4	3	7	3	0	3	0	3	3	1977
1978	3	4	7	16	3	19	0	2	2	1978
1979	2	2	4	4	2	6	1	2	3	1979
1980	3	2	5	9	3	12	0	0	0	1980
1981	9	1	10	13	10	23	0	1	1	1981
1982	9	0	9	14	3	17	4	2	6	1982
1983	2	0	2	15	5	20	2	0	2	1983
1984	1	0	1	4	10	14	0	1	1	1984
1985	1	1	2	8	6	14	1	0	1	1985
1986	2	0	2	6	5	11	0	1	1	1986
1987	1	0	1	6	2	8	0	0	0	1987
1988	4	0	4	3	4	7	0	0	0	1988
1989	0	0	0	5	3	8	0	1	1	1989
1990	1	2	3	3	5	8	0	1	1	1990
1991	0	0	0	5	2	7	0	0	0	1991
1992	0	1	1	6	2	8	2	10	12	1992
1993	2	0	2	3	1	4	0	0	0	1993
1994	4	2	6	1	2	3	1	0	1	1994
1995	1	1	2	1	2	3	2	6	8	1995
1996	1	0	1	1	1	2	1	0	1	1996
1997	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1997
1998	2	2	4	0	0	0	0	1	1	1998
1999	1	1	2	2	1	3	4	0	4	1999
2000	2	2	4	1	0	1	0	2	2	2000
2001	0	5	5	2	0	2	0	0	0	2001
2002	0	3	3	1	2	3	2	2	4	2002
2003	1	2	3	1	1	2	10	5	15	2003
2004	0	0	0	1	1	2	6	4	10	2004
2005	1	1	2	3	0	3	0	0	0	2005
2006	0	0	0	1	1	2	0	0	0	2006
2007	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2007
2008	0	3	3	2	0	2	0	0	0	2008
2009	0	1	1	1	3	4	2	1	3	2009
2010	1	0	1	4	5	9	1	0	1	2010
2011	1	0	1	3	5	8	2	0	2	2011
合計	82	42	124	165	105	270	61	83	144	合計

注：詳細については辻(2020)(2019)を参照。

出典：「IIPパテントデータベース」(<http://www.iip.or.jp/patentdb/>)；独立行政法人工業所有権情報・研修館「特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)」；愛媛県染色試験場「染織試ニュース」No.125(1975年7月)～No.157(1985年12月)。

c) 意匠

意匠については、今治、泉州はともに当該期を通して乱高下があり、図2と図3の意匠の折線グラフと図4③の二大タオル産地の折線グラフを比較すると、全産業・繊維関連産業との相関関係は見られない。二大タオル産地では、表3で見るように、特許や実用新案と同様に意匠についても件数に限りがあり、また特許と実用新案よりも出願登録者がある特定の個人や法人に偏っていることを考慮すると、相関関係を見るには困難である。今治と泉州の比較においても、ある傾向を読み取ることは難しい。意匠の出願（登録）数の合計は今治61件、泉州83件であり、泉州の方が多し。両産地とも1965年から1969年に第一のピーク（今治12件、泉州14件）、2000年から2004年に第二のピーク（今治18件、泉州13件）となる点は共通しているが、真逆の現象として泉州のピークである1975年から1979年の17件に対して今治は1件のみ、泉州の1990年から1994年の11件に対して今治は3件のみである。そのため、図4③のようにチグハグな折線を描いている。

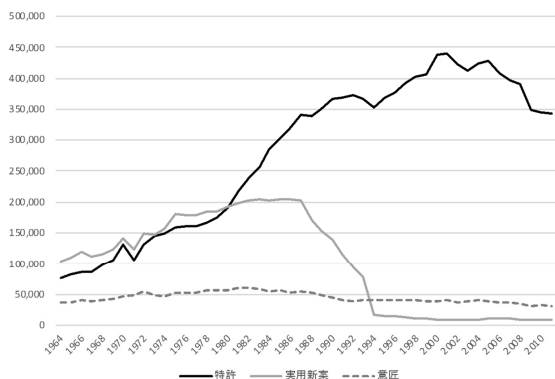


図2 全産業における特許・実用新案・意匠の出願数（件）

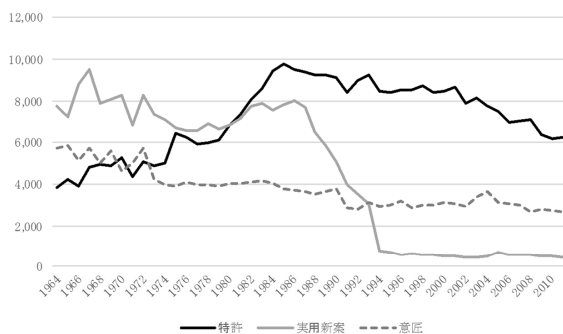


図3 繊維関連産業における特許・実用新案・意匠の出願数（件）

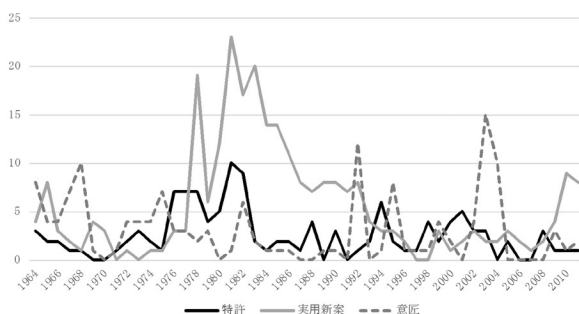


図4 二大タオル産地（今治・泉州）における特許・実用新案・意匠の出願（登録）数（件）

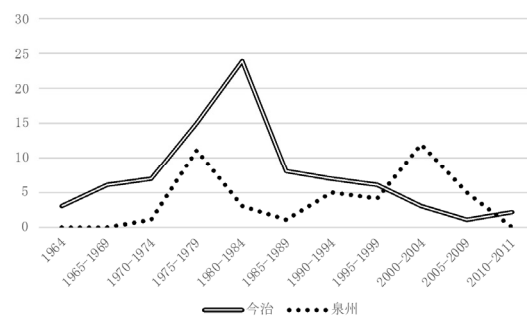


図4-① 今治と泉州の特許出願（登録）数（5年毎）

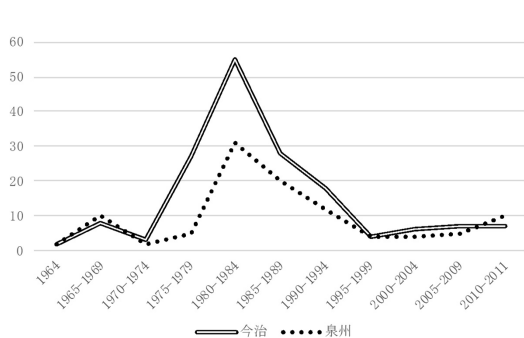


図4-② 今治と泉州の実用新案出願（登録）数（5年毎）

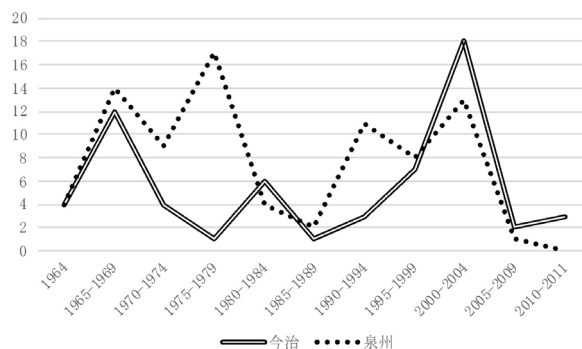


図4-③ 今治と泉州の意匠出願（登録）数（5年毎）

出願人における個人と法人の割合については、全産業では特許に比べると個人の割合が高いが年次を経るごとに減少している。個人の割合が減少傾向にある点は今治と同じであるが、泉州とは異なる。今治の場合、1960年代の法人の出願人はゼロだったが、1990年代以降の増加は顕著であり、1990年代の法人の割合は70.0%、2000年代では60.9%となっている。泉州の場合、1960年代から法人の割合は高く88.9%を占め、その後も個人を凌駕している⁽¹⁷⁾。

以上のように、全産業および繊維関連産業とタオル工業との比較では相関関係は見られない。さらに言えば、今治と泉州ですら相関関係はあまり見られない。

おわりに

本稿は、戦後日本の地域産業における産業集積とイノベーションの関係について特許データベースの

分析をとおして明らかにするものであり、その一環として全産業および繊維関連産業とタオル工業の産業財産権における出願状況を比較検討した。

まず、商標権を含めた日本の産業財産権4法の変遷について概観し、1959年の「特許法等改正」以降、時代のニーズに応じた改正がしばしば実施されたことを確認した。節目となるのは1990年代からであり、経済のさらなるグローバル化や情報技術の発達などによって産業財産権をとり巻く環境が変化し、表1-②で見たように頻繁に改正が行われた。しかし、2000年代に入り特許や実用新案の出願数増加にはあまり結びついていない。

次に、1964年から2011年までの全産業と繊維関連産業の特許、実用新案、意匠の出願状況を表2と図2、3に整理した。ポイントをまとめると、特許については、全産業では1964年から右肩上がりに増加し2001年をピークにその後減少し、繊維関連産業では1964年から増え続け1985年をピークに1990年代前半まではほぼ同じ規模で推移するが、その後減少していく。実用新案については、全産業では1964年から増加していき1983年をピークに1987年までほぼ横ばいであるがその後下降し、繊維関連産業では1960年代にピークを迎えたのち多少の増減を繰り返しながら1980年代に少し回復するものの、それ以降急速に減少していく。意匠については、全産業、繊維関連産業ともに当該期をとおして顕著な変化はないが、全産業では1970年代後半から1980年代において、繊維関連産業では1960年代から1970年代初頭において出願数が多い。

そして最後に、産業財産権の出願状況について、全産業および繊維関連産業とタオル工業とを比較検討した。その結果、相関関係を見出せなかった。全産業と繊維関連産業の間でさえあまり相関関係は見られないが、タオル工業との比較ではなおさらそうであった。二大タオル産地を対象としたタオル工業は全産業や繊維関連産業とは違った動きをしているため、別の側面からさらに考察する必要がある。そこで今回は、二大タオル産地の産業財産権の出願状況を、産業集積を形成している他の綿織物産地と比較して検討してみたいと思う。

注

- (1) 辻 (2019) (2020) を参照。
- (2) コモンズ (2015) 127-129頁。
- (3) ハイルブローナー他 (2009) 108頁。
- (4) ハイルブローナー他 (2009) 115頁。
- (5) 1994年以降の各4法の詳細な内容については特許庁「法令改正の解説」を参照。
- (6) 通商産業省編 (1964) 558頁。
- (7) 紋谷 (1974) 178-181頁。
- (8) 高林 (2011) 303頁。
- (9) 熊谷 (1993) 111-114頁。
- (10) 意匠課企画調査班 (2008) 9頁。
- (11) 元橋 (2004) 14頁。
- (12) 1983年の統計は特許庁「特許庁年報」第38巻 (昭和60年版)、2000年の統計は産業構造審議会・知的財産政策部会・特許制度小委員会 (2004) 11頁より引用。
- (13) 経済産業省生活製品課 (2020) 4頁。バブル経済崩壊後の繊維産業の衰退は、事業所数や製造品出荷額の急激な低下からも容易に看取できる。
- (14) 出願内容の詳細については辻 (2019) 95-96頁。
- (15) 辻 (2019) 95-96頁。
- (16) 辻 (2020) 37-41頁。

(17) 辻 (2020) 44-46頁。

引用文献

意匠課企画調査班「意匠登録制度120周年を迎えて：その制度のはじまりについて」特許庁技術懇話会『tokugikon』No.249、2008年5月21日、3-10頁。

熊谷健一「特許法・実用新案法の改正について」『ジュリスト』1029号、有斐閣、1993年9月、111-114頁。

経済産業省生活製品課「繊維産業の現状と経済産業省の取組」2020年1月17日。

コモンズ、中原隆幸訳『制度経済学：政治経済学におけるその位置』ナカニシヤ出版、2015年(Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Macmillan: New York, 1934)。

産業構造審議会・知的財産政策部会・特許制度小委員会「実用新案制度の魅力向上に向けて」2004年1月。

高林龍『標準特許法』（第4版）有斐閣、2011年。

通商産業省編『商工政策史 第14巻 特許』商工政策史刊行会、1964年。

辻智佐子「1960年代以降の二大タオル産地（今治・泉州）における実用新案・意匠の出願状況とタオルメーカーへのアンケート調査結果」東洋大学現代社会総合研究所『現代社会研究』No.17、2020年3月、35-52頁。

辻智佐子「1960年代以降の日本の二大タオル産地（今治・泉州）における技術的変遷と特許出願状況」東洋大学現代社会総合研究所『現代社会研究』No.16、2019年3月、87-99頁。

特許庁「産業財産権制度の歴史」(<https://www.jpo.go.jp/introduction/rekishi/seido-rekishi.html>)。

ハイルブローナー他、菅原歩訳『経済社会の形成』ピアソン・エデュケーション、2009年(Heilbroner, R. L. and Milberg, W., *The Making of Economic Society*, 12th ed., Upper Saddle River, N.J.: Pearson Prentice Hall, 2008)。

元橋一之「知的財産権制度とイノベーション」研究・イノベーション学会『研究 技術 計画』17巻1・2号、2004年、5-15頁。

紋谷暢男「我が国実用新案制度の下における保護客体の推移（二・完）」成蹊大学法学会『成蹊法学』第6号、1974年4月、177-213頁。

山田繁和「我が国の意匠制度の歴史」特許庁技術懇話会『tokugikon』No.276、2015年1月28日、51-66頁。